# ハンセン病問題を 正しく理解しましょう





鳥取県



## ハンセン病とはどんな病気ですか?

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症です。症状が進むと失明、手足の麻ひ、皮ふに様々な病的変化が現れてきたりします。

また、病気の原因がよく分からなかった時代には、「不治の病」、「遺伝病」などと誤解され、患者の方々は、不当な差別を受けてきました。

かつては、「らい病」と呼ばれていましたが、「らい菌」を発見したノルウェー人医師 ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

#### ハンセン病はうついにくい感染症です

「らい菌」の感染力は非常に弱く、非常にうつりにくい感染症です。発病には、個 人の抵抗力などが関係しますが、発病することはまれです。

現在、日本国内で新たに発病する人が、年間に数名程度であることからもわかるように、「らい菌」に感染しても、ハンセン病を発病することはほとんどありません。 また、遺伝病ではありません。

### ハンセン病は治る病気です

昭和18年にアメリカで「プロミン」という薬が開発されてから、ハンセン病の治療は革新的に進歩しました。現在は、WHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。

ハンセン病は、早期に発見し、正しい治療をすることで後遺症を残すことなく、完全 に治すことができます。

#### ハンセン病問題とは何ですか?

かつてハンセン病を患った方々は「らい予防法」という法律により、ハンセン病療養所という施設に強制的に収容されました。その後医学が進歩し、薬を飲みながら通院で治すことができるようになったにも関わらず、法律は廃止されず、強制的な収容政策が続けられました。

この間、元患者は療養所内で、さまざまな人権侵害を受けるとともに、その家族の 方々も社会の厳しい偏見・差別にさらされました。このような重大な人権侵害がハ ンセン病問題です。

全国のハンセン病療養所に入所されているほとんどの方は、すでにハンセン病は治ゆしていますが、高齢や後遺症、周囲の偏見などのため、退所する方は少ないのが現状です。また、療養所で亡くなった方の遺骨の多くは、実家のお墓に入れず、療養所の納骨堂に収められています。

### 「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」の建立

鳥取県には、国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してき た過去があります。この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠 点として、「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しました。建立にあたっては、多くの 県民の方々の募金をいただきました。

●設置場所 とりぎん文化会館正面入口前(鳥取市尚徳町101-5)

●設置の日 平成20年6月30日



募金により建立されたものです。



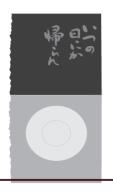
平成二十年六月

鳥取県知事

平

井

伸 治







送り隔離した。

いう不条理があってはならない。ハンセン病問題を教訓と の反省と誓いの碑」を建立する。 納骨堂に眠ったままである。 いよう全ての県民が誓い、ここに「ハンセン病強制隔離 し、二度と再びこのような重大な人権侵害が繰り返されな れ、遺骨になっても故郷に、また家族のもとに帰れないと

は殆どなく、多くの本県出身者の遺骨は、 引取り支援などを実施したが、故郷に帰ることができた人 先駆けて、<br />
里帰り<br />
事業、 戦後ハンセン病は治癒する病気となり、鳥取県は全国に 県民の保健、衛生という大義の名のもとに、終生隔離さ 知事の謝罪、遺族のもとへの遺骨 全国の療養所の

運動を開始し、 昭和初期「癩予防法」が施行されると、鳥取県は無癩県 碑 ハンセン病患者を全国の療養所へ強制的に 文

た故郷との絆を断ち切られ、望郷の思いでたたずむ患者の 愛生園の浜辺には、 十年代までに鳥取県から百八十名以上の患者が送られた。 とりわけ瀬戸内海の小島にある長島愛生園には、 偏見・差別によって家族や生まれ育っ

平成八年に廃止され、「らい」の語は「ハンセン病」に改 ましたが、昭和二八年「らい予防法」に改正されたのち、 この碑文にある「癩予防法」は、昭和六年に制定され この碑は、建立の趣旨に賛同いただいた多くの県民の

ハンセン病については、今もなお社会の中に誤解と偏見が 根強く残っており、元患者やその家族・遺族の方々は、差別 を受けることを恐れて、息をひそめるようにして過ごしておら れるのが現状です。

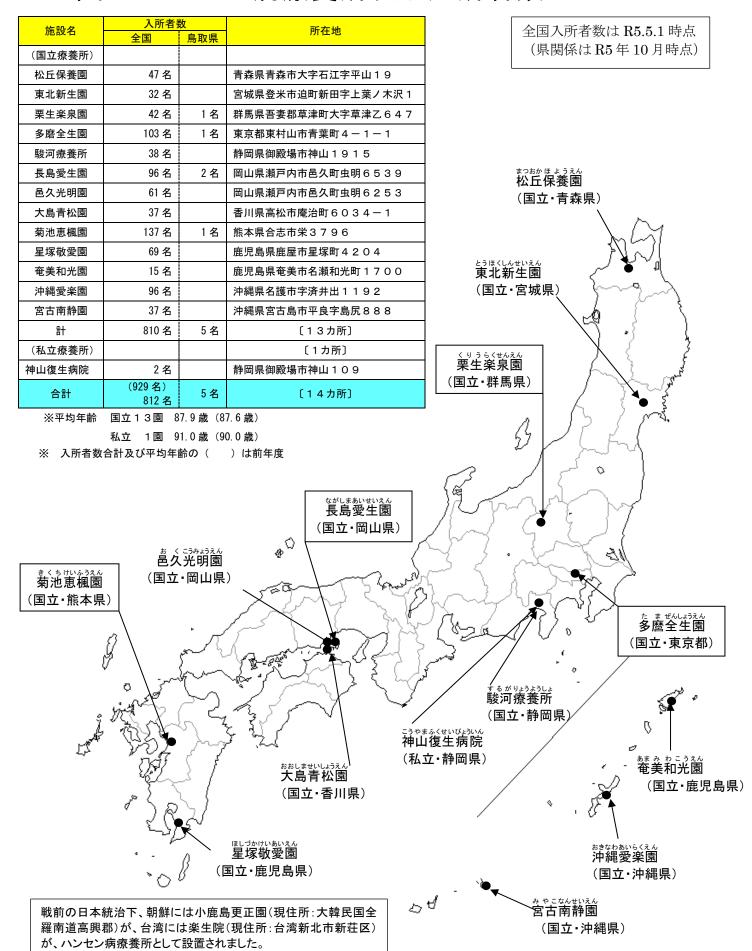
感染症と言えば、エイズ患者に対する偏見や差別が繰り返されてきましたが、 新型コロナウイルス感染症に関連しても、誤解や偏見に基づく差別的な言動の事 例が多く報道されました。

私たちは、ハンセン病の人権侵害の歴史から教訓を学び取り、自らの問題とし て人権が尊重される社会を作り、あらゆる差別や人権侵害をなくすよう努めていか なければなりません。

### ハンセン病に関する年表

年	月	事	項		<u></u> 連	備	考
1873年	明治 6年	ノルウェーのアルマウル・ を発見	ハンセ	ン博士が病原菌	(らい菌)		
1897年	30年	第1回国際癩会議(ベルリ				<ul><li>遺伝病説を 病であること</li></ul>	を否定、伝染 とを決議
1907年	40年	「癩予防二関スル件」の制	制定				を「近代国家 浮浪する患
1915年	大正 4年	  断種手術開始					
1916年	5年	「癩予防二関スル件」の一内務省によるハンセン病患			:まる。	•患者総数 2	16,261人
1930年		岡山県に国立療養所長島愛	受生園開	園(初めての国	立療養所)		
1931年		「癩子防法」の制定					
1943年	· · ·	「無らい県運動」高まる。 カービル療養所(アメリス	カ)でブ	ロミン治療によ	にり菌陰性	・ハンセン病 と認識される	気は治る病気
1947年	22年 24年	化患者軽快退所が可能とな 国内で特効薬プロミンの記	式験的使	用開始			ى0
1953年		国内でプロミンの全面的例  「らい予防法」へ改正	史用角始				
1956年	31年4月	ローマ国際会議(ハンセンの国際会議)	ン病患者	の救済と社会復	夏帰のため	法不要、偏見	対する特別 見除去、可能 で治療など
1964年	39年11月	   -   -   -   -   -   -   -   -   - 	∮始(全)	国初)		で次成	
1981年	56年	WHOで多剤併用療法(数 方法)を提唱			だ治療する	・人材や設備 国でも治療 る。	が不十分なが可能にな
1996年	平成 8年4月 8月	らい予防法廃止 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	皇愛生園	一	 :訪問する	・「らい」の ンセン病」	 呼び名が「ハ トなる。
1997年	9年7月	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			ט כ פונש.	/ C / //33 C	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2001年	13年5月	ハンセン病国家賠償請求記 国控訴断念、原告の勝訴		本地裁原告勝訴	判決		
	6月	<ul><li></li></ul>	島愛生園				
2002年	1 4年6月	■遺骨里帰り支援事業実施 ■ハンセン病資料集「風給					
2002年		●ハンセン病問題啓発ビラックション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			か?大山は		
00007	0.07.00	ありますか?」作成	⊐\# <i>!</i> ~₽₽	オフナタのサー			
2008年	20年6月	ハンセン病問題の解決の低 「ハンセン病の碑」を通		9 6法律の放立	-		
2009年	21年3月	<ul><li>●鳥取県立図書館に「ハンを設置</li></ul>		問題啓発資料二	コーナー」		
	4月	ハンセン病問題の解決の係					
	6月	厚生労働省が6月22日7	Èめる。		選書者の名		
2013年	25年 7月	<ul><li>●DVD「ハンセン病回復</li><li>●平井知事が長島愛生園、</li></ul>			反省と謝		
2016年	28年4月	罪の意を表明 最高裁が「ハンセン病を理解を理解する。			足に関する		
2019年	令和元年 6月	調査報告書」を公表し、見いないでは、原体を関係を表し、見いました。	<b>上</b> 地裁原				
	7月 11月	国控訴断念、原告の勝訴研究といる。		僧金の支給等に	_関する法		
	1 1/3	律の成立	mا ک ر د.	スポッス心せに	-101 9 0111		

#### 全国のハンセン病療養所及び入所者数 [鳥取県関係者数入り]



#### お問い合わせ先

 〒 680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 電 話(0857)26-7194、7769 ファクシミリ(0857)26-8726 電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp